

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和7年7月31日(木) 午前9時30分から午前9時55分
会議場所	糸魚川市役所 2階201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席18名、欠席1名)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、3番 大島博委員、4番恩田正平委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤 登委員、14番稲葉淳一委員、15番齊藤正機委員、16番川合次夫委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員 ・欠席委員：5番近藤栄樹委員 <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席委員：8番池原栄一委員 <p style="text-align: right;">(以上、出席19名)</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局 小島係長(書記)、小竹主任主査、林主査</p>
説明等のため出席した者の職氏名	<p>※農林水産課(農村振興係) 宮田係長 (連絡事項の②)濁水対策事業の説明において)</p>
署名委員	議長
	16番 委員
	17番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願
No.9～No.19 11件

報告第2号 農地の休耕及び増反届
No.29～No.34 6件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知
No.100～No.101 2件

日程第3 付議事項

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請
No.3010～No.3014 5件

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請
No.5006 1件

議第3号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見
No.93～No.103 11件

日程第4 その他

1 次回農業委員会の日程

8月29日(金) 9時30分開会 市役所201・202会議室

=====
【連絡事項】

- ① 農地パトロールの説明
 - ・調査対象農地の確認
 - ・調査の流れ
 - ・タブレット操作

- ② 渇水対策事業の説明（農林水産課）

- ③ 新潟県農業委員会大会の予告
11月5日（水）13時～ 朱鷺メッセ
※従来と日程、会場が変わっています。

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、5番近藤栄樹委員です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>日程第1＝議事録署名委員の指名</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、16番川合次夫委員、17番松澤正善委員を指名いたします。</p> <p>日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて11件ございます。</p>
小竹主任主査	<p>説明を求めます。 報告いたします。1頁をご覧ください。 9番能生谷地区、小見地内の6筆1,309㎡について、現況は山林です。 10番糸魚川地区、上刈2丁目地内の2筆96㎡について、現況は宅地です。 11番と12番は糸魚川地区、横町三丁目地内の2筆241㎡について、現況は宅地です。 13番根知地区、蒲池地内の1筆186㎡について、現況は宅地です。 14番青海地区、上路地内の6筆2,867㎡について、現況は山林です。</p>

小竹主任主査	15 番から 17 番の青海地区、上路地内の 3 筆 440 m ² について、現況は山林です。
議長	18 番下早川地区、東海地内の 1 筆 115 m ² について、現況は山林です。 19 番木浦地区、木浦地内の 1 筆 37 m ² について、現況は公衆用道路です。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。
片山委員	1 ページ、No10、11 のように以前に農地転用申請を行っていて、それで改めて、このような手続きを行っているのはなぜか。
小竹主任主査	申請者が法務局に地目変更を申請する際に、法務局側からこのような指示が出ており、この手続きで農業委員会側から証明書を発行している状況である。
片山委員	そうすると、申請者は、以前に農地転用の許可を得ているものの、地目変更をしていなかったのか？
小竹主任主査	変更を行っていないケースである。
議長	他にご意見ご質疑ありませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
議長	<報告第 2 号 農地の休耕及び増反届>
林主査	報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 報告いたします。3 頁をご覧ください。 29 番下早川地区、谷根地内の 4 筆 536 m ² については、労力不足のため休耕するものです。 30 番下早川地区、西塚地内の 8 筆 384.68 m ² については、労力不足のため休耕するものです。 31 番上早川地区、越地内の 3 筆 734 m ² については、労力不足のため休耕するものです。 32 番上早川地区、土塩地内の 40 筆 6,957 m ² については、労力不足のため休耕するものです。 33 番上早川地区、砂場、北山地内の 5 筆 2,550 m ² については、労力

林主査	不足のため休耕するものです。
議長	<p>34 番能生谷地区、西飛山地内の 1 筆 984 m²については、先だって、休耕届けが出ましたが、今一度耕作したいとの申し出がありました。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 [「なし」と呼ぶものあり] 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長	<p><報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知> 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 2 件ございます。</p>
林主査	<p>説明を求めます。 報告いたします。7 頁をご覧ください。</p>
議長	<p>100 番 西海地区 田中地内の 1 筆 994 m²については、農地の利用調整により、他の方に貸し付けるものです。</p>
議長	<p>101 番 根知地区 山口地内の 1 筆 490 m²については、農地転用のため解約するものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 「なし」と呼ぶものあり</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、報告を終了し、日程第 3 の付議事項について、審議に入ります。</p>
議長	<p>日程第 3 = 付議事項</p>
議長	<p><議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請> 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
林主査	<p>説明いたします。8 頁をご覧ください。</p>
議長	<p>3010 番、大和川地区、大和川地内の 2 筆 303 m²について所有権移転売買です。地図 No. 1 をご覧ください。申請地は市道喜平線沿いの場所、譲渡人が遠方に居住しており申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望し、近隣に居住する譲受人に譲り渡したいという</p>

林主査	<p>ものです。申請地は、地図の枠で囲われた箇所全体であり、申請地の間の土地については地目が宅地のため今回の3条申請はありませんが、一体的に畑として活用するものです。</p> <p>3011 番西海地区、成沢地内の2筆 320 m²について所有権移転贈与です。地図No. 2をご覧ください。申請地は市道成沢川島線の近くの場所です。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないため、申請地での畑作を希望し、近隣に居住する譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>3012 番糸魚川地区、蓮台寺・上刈4丁目地内の3筆 357 m²について所有権移転贈与です。地図No. 3をご覧ください。申請地は糸魚川総合体育館の山側になります。譲渡人は遠方に居住しており、申請地の管理ができないため、申請地で畑作を希望する妹に譲り渡したいというものです。</p>
議長	<p>3013 番能生谷地区、鷲尾地内の1筆 318 m²について所有権移転売買です。地図No. 4をご覧ください。申請地は市道槇能生線の近くの場所です。譲渡人は申請地の管理ができないため、申請地で畑作を希望し、近所に住む譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>3014 番木浦地区、木浦地内の2筆 465 m²について所有権移転売買です。地図No. 5をご覧ください。申請地は市道中尾中央線の近くの場所です。譲渡人は遠方に居住しており申請地の管理ができないため、申請地での畑作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>
片山委員	<p>9ページ、農業を行っている一般法人が農地を農地以外のものにするという内容であるが、7ページの解約の中で上がっている内容と思われるので、このような案件はセットで説明してほしい。</p>
小島係長	<p>セットで説明すべきとのご指摘であるがそのとおりである。ご指摘の案件は、5条申請の案件であるので、この後の議第2号で説明する。</p>
議長	<p>他にご意見ご質疑ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 小竹主任主査	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。9頁をご覧ください。 5006番、根知地区、山口地内の1筆490㎡については、駐車場敷地の転用です。地図No.6をご覧ください。申請地はシーサイドバレースキー場リフト乗り場前の場所です。譲受人は、農業も営む一般法人であるが、当法人はスキー場関連事業も手掛けており、その事業の中で駐車場造成したいとの内容であり、特に問題ないものと考えます。以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 林主査	<p><議第3号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見> 議第3号 農用地利用集積等促進計画案について11件ございます。事務局の説明を求めます。 説明いたします。10頁からとなります。 93番下早川地区五十原地内の2筆1,205㎡については、新規の契約となります。 94番から96番までは、今井地区 岩木地内の合計12筆16,845㎡については、新規の契約となります。 97番能生谷地区溝尾地内の7筆2,075㎡については、新規の契約となります。 98番能生谷地区溝尾・須川地内の7筆6,876㎡については、新規の契約となります。 99番能生谷地区溝尾地内の1筆828㎡については、新規の契約とな</p>

林主査	<p>ります。</p> <p>100 番能生谷地区柵口・田麦平地内の4筆1,108㎡については、新規の契約となります。</p> <p>101・102 番能生谷地区柱道地内の合計7筆8,656㎡について、新規の契約となります。</p> <p>103 番青海地区須沢地内の3筆811㎡については、新規の契約となります。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 小島係長	<p>日程第4＝その他</p> <p>1 次回農業委員会定例会の日程</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。</p> <p>8月29日(金) 9時30分開会 市役所2階201・202会議室です。</p>
議長	<p>他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>